

平成31年度市・県民税 申告パンフレット

平成31年度の市・県民税の申告相談を2月18日（月）から3月15日（金）までの期間に笠間市役所本所で行います。これは平成30年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が平成31年度の市・県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、必ず期間内に申告してください。（平成30年分確定申告についても同期間で行います。）

なお、昨年度の申告状況により1月21日（月）に、指定日時を明記した申告案内の通知を発送いたします。送付されなかった方でも、申告が必要な場合がありますので、下記に該当される方は申告してください。ご不明な点は税務課にお問い合わせください。
※指定日時の変更等は、4ページをご覧ください。

申告をしなければならない人

平成31年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、平成30年1月1日から12月31日までの1年間に次のような所得のあった方です。

営業、農業、その他の事業所得

不動産所得（貸地・貸家・駐車場等）

一時所得（生命保険等の満期等）

配当所得

源泉分離課税されていない退職所得

2ヵ所以上からの給与所得

譲渡所得（土地や家屋等の売り渡しなどの所得）

公的年金・個人年金・原稿料・講演料などの雑所得

○ 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方（農業、不動産、雑所得などが20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります。）

○ 給与所得のみでも、事業主が市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

「未申告」にご注意ください

収入（所得）のない方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減、国民年金保険料の免除申請、障害福祉サービス等の申請、医療福祉費の助成、障害基礎年金・児童手当の受給、所得（課税）証明書等の申請など、申告が必要となる場合があります。

※ 税務署から「確定申告のお知らせ」等が送られてきた方は、必ずご持参ください。

申告の必要がない人

- 給与所得のみで年末調整が済み、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 税務署やe-Taxで所得税の確定申告を行う方
- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 公的年金収入のみ（障害年金・遺族年金は除く）で収入の合計が400万円以下の方（ただし、源泉徴収票に記載の無い扶養控除、医療費控除等を追加したい場合は申告が必要です。申告をすると還付される場合があります。※2ページ参照）

申告に必要なもの

- 印鑑 ○ 口座のわかるもの（本人名義）
- 本人の「番号確認書類（通知カードなど）」と「身元確認書類（運転免許証など）」 ※3ページ参照
- 控除に必要な証明等（平成30年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料等）

上記のほかに

営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	収支内訳書、収入や経費のわかる帳簿及び書類等
給与所得のある方	平成30年分の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は、働いた日数や日額等のわかる書類）
年金を受給している方	平成30年分の源泉徴収票

本会場で受けられない申告

- 青色申告 ○ 相続税 ○ 贈与税 ○ 消費税
- 株式譲渡・特定口座をご利用でない方
- 譲渡所得・交換・買換の特例適用を受ける方
- 相続等により生命保険等の年金を受給される方

所得税の還付申告について

所得税の源泉徴収が行われている方は、次のような場合、確定申告をすれば納めた税金の全部又は一部が還付されることがあります。【多額の医療費を支払った】【寄附をした】【年の途中で退職し、再就職していない】【年末調整を行わなかった】等の方は、表紙に記載の「申告に必要なもの」のほかに下記のものをお持ちください。

医療費控除（従来の医療費控除）

平成30年中の医療費等の領収書と医療費の補てん額のわかる書類（医療費の領収書を受診者ごと・病院ごとに集計して持参してください。）を基に医療費控除の明細書を作成してください。

※医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

- ・家族介護用品購入券で購入したものは、医療費控除の対象から除いてください。
- ・寝たきりの方のおむつ代も医療費控除対象になりますが、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。（要介護（要支援）認定を受けている方は、2年目以降は、市が発行する「主治医意見書内容確認書」で控除が受けられる場合があります。）
- ・介護保険で利用したサービスの利用者負担額についても、その一部が医療費控除の対象となるものがあります。

※税額を計算する際に、所得控除として次の算式によって計算した金額を差し引くことができます。

【医療費合計 - 保険などで補てんされた金額 - 10万円又は所得の5%のいずれか低い方】（最高200万円）

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

平成30年中の特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費と保険などで補てんされた金額のわかる書類（領収書は医薬品の購入先ごとにまとめ集計して持参してください。）を基にセルフメディケーション税制の明細書を作成してください。

- ・申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防の取組のわかる書類（「セルフメディケーション税制の明細書」の裏面を参照してください。）が必要です。

※税額を計算する際に、所得控除として次の算式によって計算した金額を差し引くことができます。

【特定一般用医薬品等購入費 - 保険などで補てんされた金額 - 12,000円】（最高8万8千円）

医療費控除の注意点

※医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。その後、更正の請求・修正申告において適用を変更することはできません。

※医療費の合計額（補てん金差引後）が188,000円以上の場合は従来の医療費控除が有利になります。

寄附金控除

- ・控除対象の寄附であることを証明するもの
 - ・寄附先が発行する領収書等（振込みによる場合は受領書）
- ※ふるさと納税をされた方は、必ず「寄附金控除証明書」を持参してください。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

寄附先が5団体を超える場合や、給与所得者で医療費控除など申告をされる場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が適用されませんので、特例を申請しているものも含め寄附金控除を申告してください。

障害者控除

障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳など

※介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方で、「障害者控除対象者認定証」がある方は持参してください。

その他

- ・配偶者特別控除…配偶者の所得がわかるもの（源泉徴収票など）
- ※配偶者特別控除となる配偶者の給与収入が141万円未満から201.6万円未満に引き上げられました。また、納税者本人にも所得制限が設けられ、給与収入1,120万円を超えると控除額が遞減し、1,220万円を超えると控除額が消失する仕組みとなりました。
- ・勤労学生控除…在学証明書、学生証

申告受付変更のQ&A

Q：申告にかかる待ち時間はどのくらい変わりますか？

A：これまでは長くて3～4時間待ちの状況がありました。申告相談そのものの時間は内容によって異なりますが、受付から申告相談までの待ち時間は1時間以内（概ね30分）と見込んでいます。

Q：指定の時間に行けなくなってしまった場合は？

A：ご都合により指定の日時にお越しいただけない場合でも、日時を変更いただくことで申告を受けることができます。なお、急に来られなくなった場合は、申告予約専用ホームページまたは申告予約専用ダイヤルにより、改めて予約の手続きを行っていただくこととなります。

Q：申告に関するその他の取り組みは？

A：これまでも、内容が特に簡易な方については白紙の申告書を前もって郵送する取り組みを行っていますが、今後も対象者の拡大を進めます。また、申告の電子化を進め、還付手続きの早期化や、自主申告コーナーを新たに設置し、簡易な内容を中心にe-Taxにより市民の方々がご自身で申告を行えるよう利便性を更に向上させていきます。

Q：申告会場へ直接行ける公共交通機関はありますか？

A：デマンドタクシーにより、申告会場となる笠間市役所まで、市内のどの地域からでも乗り継ぎなしでお越しいただくことができます。

ご利用に際しましては、ご利用の登録、乗車券の事前購入といった点は、通常にご利用する場合と同様の手続きが必要となります。

申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告者本人・控除対象の配偶者・扶養親族及び専従者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりますので事前に準備してください。また、申告者本人の下記の「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要になります。

※笠間市の申告会場で申告の受付を行う場合は、「本人確認書類」の提示が必要になります。

《本人確認書類》

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は◆

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は◆

番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

～ 水戸税務署にて確定申告される方へのご案内 ～

◆会場 水戸市泉町2丁目3番2号「中央ビル4階」

◆開設期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日は除きます。

ただし、2月24日(日)・3月3日(日)に限り、開場します。

◆受付時間 午前9時～午後4時まで

※この期間中は、水戸税務署庁舎では、申告の相談は行いません。

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【問合せ】
水戸税務署
TEL 029-231-4211

※電話がつながると自動音声案内が流れますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

インターネットで
申告ができます！

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

申告会場を集約して「予約制度」を始めます

平成31年2月の申告から、会場を1か所に集約して予約制度を開始します。
会場の集約に伴う新たな取り組みによって、待ち時間を大幅に短縮し利便性を高めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆申告会場 **市役所本所**

◆申告期間 **平成31年2月18日(月)～3月15日(金)**

※土日は除きます。ただし2月24日(日)・3月3日(日)に限り開場します。

◆申告時間 **午前9時～午後5時**

◆新予約制度

お一人ずつ期日・時間帯を指定して通知します

これまで地区指定と併せ、「期日」を指定して申告相談をしていましたが、今年度から「期日及び時間帯」の指定に改めます。

昨年度笠間市で申告している方は、申告のご案内通知（平成31年1月21日発送）に記載されている「期日及び時間帯」をご覧ください、日時をご確認のうえご来庁ください。

専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

指定の日時ではご都合の悪い方、新規で申告される方は、日時の変更・新規予約の手続きをお願いします。

〈予約・変更の受付期間〉

平成31年1月25日(金)～3月15日(金)

【QRコード】

●予約専用ホームページ…24時間受付

URL：<https://www5.revn.jp/ksm31>

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。



●予約専用ダイヤル …8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

TEL：[050-5433-6122](tel:050-5433-6122)

※専用ホームページ・専用ダイヤル共に、1月25日(金)は9:00からの受付となります。

※専用ダイヤルについては、2月24日(日)・3月3日(日)の両日は受付します。

お願い

- ・笠間市役所の開庁時間は、8時30分からです。
- ・申告内容によっては、市役所でお受けできない場合もありますので、ご了承ください。
- ・源泉徴収票は必ずご持参ください。
- ・待ち時間短縮のため、農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の集計は事前に済ませてください。(集計が済んでいない場合は、申告相談を行えません)

※平成30年分の医療費控除の明細書・収支内訳書等の申告書類は、1月21日以降を目安に、市役所本所税務課および各支所地域課に設置する予定です。